公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

公印規程等の一部を改正する訓令

(公印規程の一部改正)

第1条 公印規程 (昭和30年岩手県訓令第33号) の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
表(第2	条関係)					別	表(第2	条関係)					
公 印								公 印					
種 類	ひな型	大きさ ( ミリメー トル)	管守機関	備	考		種類	ひな型	大きさ ( ミリメー トル)	管守機関	備考		
[略]		(777)					[略]		(1/2)				
知事印	[略]		法務学事課				知事印	 [略]		法務学事課			
VITTI	CMT 7		総括課長並				VH → □4	ראח		総括課長並			
			びに本庁各							びに本庁各			
			部局等の主							部局等の主			
			管室課及び							管室課及び			
			出納局の管							出納局の管			
			理課長							理課長 <u>(復</u>			
										興局にあっ			
										ては総務企			
										画課総括課			
										<u>長、国体・</u>			
										障がい者ス			
										ポーツ大会			
										局にあって			
										は総務課総			
										括課長)			
[略]							[略]						
本庁各	[略]		当該部局等				本庁各	[略]		当該部局等			
部局等			の主管室課				部局等			の主管室課			
長印			及び出納局				長印			及び出納局			
			の管理課長							の管理課長			
			(復興局に							(復興局に			
			あっては <u>、</u>							あっては <u>総</u>			
			総務課総括							務企画課総			
			課長)							括課長、国			

体・障がい 者スポーツ 大会局にあ っては総務 課総括課長 [略] [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(気象予警報等事務処理規程の一部改正)

第2条 気象予警報等事務処理規程(昭和40年岩手県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

改正前

(気象予警報の処理)

第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町|第3条 総合防災室長は、気象予警報を受領したときは、市町 村長及び消防本部の長(以下「市町村長等」という。)並び に広域振興局の副局長(県南広域振興局にあっては、広域振 興局長が指名する副局長) <u></u>経営企画部長(<u>県南広域振興局</u> 経営企画部長を除く。)及び総務部総務事務センター所長( 以下「広域振興局副局長等」という。)並びに本庁の関係す る部に置く室及び課の長(以下「関係課長等」という。)、 医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長並びに教 育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとする。 この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長等に対 して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる一斉 通知(以下「一斉通知」という。)により行うものとする。

## $2 \sim 4$ [略]

(気象予警報等受領担当者)

- 通知等を受ける本庁の関係課長等及び同条第2項の通知を受 ける出先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務 を担当する者(以下「気象予警報等受領担当者」という。) を定めるものとする。
- 2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、本庁の関 2 前項の気象予警報等受領担当者を定めたときは、関係課長 係課長等にあっては総合防災室長に、出先機関の長にあって は広域振興局副局長等に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(行政文書管理規程の一部改正)

改正後

(気象予警報の処理)

村長及び消防本部の長(以下「市町村長等」という。)並び に広域振興局の副局長(県南広域振興局にあっては、広域振 興局長が指名する副局長)及び経営企画部長(盛岡広域振興 局及び県南広域振興局の経営企画部長を除く。以下「広域振 興局副局長等」という。)並びに岩手県知事部局行政組織規 則(平成13年岩手県規則第46号)第2章に規定する部局等に 置く関係する室、課及び所の長(以下「関係課長等」という 。)、医療局経営管理課総括課長、企業局業務課総括課長及 び教育委員会事務局教育企画室長に対して通知するものとす る。この場合において、市町村長等及び広域振興局副局長等 に対して通知するときは、総合防災情報ネットワークによる 一斉通知(以下「一斉通知」という。)により行うものとす る。

## $2 \sim 4$ [略]

(気象予警報等受領担当者)

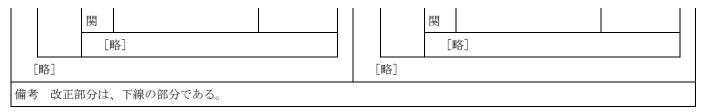
- 第5条 総合防災室長、広域振興局副局長等、第3条第1項の 第5条 総合防災室長、広域振興局副局長等、第3条第1項の 通知等を受ける関係課長等及び同条第2項の通知を受ける出 先機関の長は、気象予警報等の受領及び通知等の事務を担当 する者(以下「気象予警報等受領担当者」という。)を定め るものとする。
  - 等にあっては総合防災室長に、出先機関の長にあっては広域 振興局副局長等に通知するものとする。

第3条 行政文書管理規程(平成11年岩手県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

	改正前			改正後						
(第31条関係)			別表	: (第31条	関係)					
	文書記号						文書記号			
本庁	1	本庁								
部局等	課等	記号		台	局等		課等	記		
[略]				[略]						
総務部	[略]	[略]		総務部			[略]	[略]		
	予算調製課	<u>予</u>					財政課	<u>財</u>		
	[略]	[略]					[略]	[略]		
政策地域部	[略]	[略]		政策地域	或部		[略]	[略]		
	地域振興室	地振					地域振興室	地振		
	<u>国体室</u>	<u>国体</u>								
[略]	-1			[略]						
保健福祉部	保健福祉企画室	保福		保健福祉部			保健福祉企画室	保福		
	医療推進課	<u>医推</u>								
	健康国保課	健					健康国保課	健		
	[略]	[略]					[略]	[略]		
	児童家庭課	児					児童家庭課	児		
							医療政策室	医政		
	医師支援推進室	医支					医師支援推進室	医支		
[略]	1			[略]						
復興局	総務課	復総		復興局		総務企画課	復総			
	企画課	<u>復企</u>								
	まちづくり再生課	ま					まちづくり再生課	ま		
	[略]	[略]					[略]	[略]		
				国体・障がい者スポーツ大会局		者ス	総務課	国総		
							施設課	<u>施</u>		
							競技式典課	競式		
出納局			出納局			[略]				
出先機関	•		2	出先機	関					
区 分	公 署	記号		区	分		公 署	記		
 [略]				[略]	I					
広域振 [略]			広域振	[H	<u>}</u> ]					
興局以 商工	[略]	[略]		興局以	商工		略]	[略]		
外の出 労働 岩	手県福岡事務所	岩福事		外の出	労働	岩手	県福岡事務所	岩福事		
先機関 観光 岩	手県工業技術集積支援	工集		先機関	観光					
部にセ					部に					
属す岩	<del></del> 手県先端科学研究セン	先科			属す	岩手	県先端科学研究セン	先科		
		Ī		1						
る出タ	_				る出	ター				

記号

記号



附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。